

	ご意見の要旨	市の考え方
○第1章 計画策定の趣旨等		
1 計画策定の趣旨		
1	施策趣旨において、国際基準である児童の権利に関する条約「子どもの権利条約」についての記載がない。子ども基本法第10条に記載の市町村計画に位置付けるのであれば、子ども基本法の精神が国内最高法規である憲法及び同条約の理念に則り制定されていることを踏まえ、条約についての記載、または、関連法を含めた位置付けの解説を入れるべき。グローバル社会を生きる次代の子どもたちのためにも、その関係性を明記すべき。	ご意見を踏まえ、P1「第1章 計画策定の趣旨等」の文言を修正し、児童の権利条約（子どもの権利条約）に関する内容を追記しました。
○第2章 堺市のこども・若者、子育て家庭を取り巻く現状と課題		
2 現状を踏まえた主な課題と取組の方向性		
2	「現状を踏まえた主な課題と取組の方向性」の中でアンケートの集計をもとに検証がなされているが、アンケートの回答者が大人であることから、子育てにフォーカスされており、子ども計画ではなく、子育て支援計画の課題になっている。もう少し、子ども当事者にフォーカスした記述はできないか検討いただきたい。	堺市こども計画策定にあたり、0歳から小学6年生までのこどもの保護者を対象にした「子ども・子育て支援に関する調査」のほか、小中高生本人及びその保護者を対象にした「子どもの生活実態調査」、及び15歳から39歳のこども・若者本人を対象にした「子ども・若者の意識及び少子化社会に関する調査」を実施しており、それらの調査結果を踏まえて堺市の現状及び課題を整理しています。
○第3章 計画の基本的方針		
1 基本理念		
3	基本理念の趣旨の冒頭に、「こども、若者が個人としてその人権が尊重され」との記載を追加すべきではないか。子ども基本法、大綱との整合性を図る意味でも個人として尊重される旨の記載を入れることで、こどもは親の所有物、付属物ではなく、一市民としてその権利を有することがはっきりと示せると考える。	ご意見を踏まえ、P22の基本理念趣旨の冒頭を修正しました。
3 こども・若者の意見聴取と施策への反映に向けた取組の推進		
4	こどもの権利について知らないこどもが多い。こどもが自信を持ち、自分らしく成長するためには、まずは自らの権利について知ることが必要と考える。〔件数：3件〕	本計画では、こども・若者の意見聴取と施策への反映に向けた取組として、「地域社会全体への周知・啓発」を掲げており、保護者や教職員、幼児教育や保育に携わる者などこども・若者の健やかな育ちにかかわる大人のほか、広く市民に対しても、こども・若者の意見表明権をはじめとした「こどもの権利」について周知・啓発します。
5	ある一定の日をこどもの権利について周知する日としたり、必ず年に一回は教育現場においてこどもの主権者教育の機会を設けるなど取組を具体化してほしい。	また、こどもの年齢や発達程度に応じて、自らの権利について知る機会の創出に向けて取り組みます。
6	保護者だけに限らず、こどもに関わる大人もこどもの権利について学ぶ機会が必要だと感じる。	ご意見は、今後の取組の充実に向け、参考にさせていただきます。
7	地域社会全体への周知啓発の具体案として継続的かつ取りこぼなく周知を行うため、例えば入園式入学式（小・中・高）のタイミングに、こども・おとなに対し、堺市として「子ども基本法」を踏まえ目指していることやこどもの権利などを知る機会を定番で設けてはどうか。	大人とこどもが集まる学校行事やイベント等のタイミングを捉えた周知は、地域社会全体への周知・啓発を推進するうえで有効な手法であると認識しています。ご意見は、今後の取組の充実に向け、参考にさせていただきます。
8	こどもの意見聴取の手法として、SNSの活用等は有効だと思う一方、声を上げにくい子どもたちに対しては、関係を築き、本音を言いやすい場をつくることも必要だと考える。	貧困、虐待、いじめ、不登校、障害・医療的ケア、非行などをはじめとした困難な状況に置かれたこども・若者や、ヤングケアラー、社会的養護の下で暮らすこども、社会的養護経験者、外国につながるこどもなど、様々な状況にあって声を聴かれにくいこども・若者の意見が施策に反映されるよう、意見聴取に際しては十分な配慮や工夫を行います。
9	先生と保護者の懇談のように先生とこどもの懇談も設けてもらえれば、自ら話にくい子が言えたり、何かが起こってから話を聴くのではなく日頃から何を考えながら生活しているのか知ってもらえる機会になるのではないかと考える。	学校が学期に1回以上実施することになっている生活アンケートにおいて、いじめが疑われる等の回答を行っているこどもに対しては、必ず聞き取りを行うようにするなど、定期的にこどもの気持ちや考えを聴く機会を設けています。引き続き、こどもが安全・安心に学校生活を送るための取組を進めます。
10	毎年学校で取っている「いじめアンケート」に、こどもの意見表明権に関する周知の広がりチェックできるような項目を追加してはどうか。	本市では子ども基本法の趣旨をふまえ、こどもや若者の意見を聴き、施策に反映することは重要と考えています。「いじめアンケート」の実施目的などを鑑み、こどもの意見表明権に関する項目を追加することは現時点では検討していませんが、こどもの意見表明権の周知の確認等について、今後検討します。

	ご意見の要旨	市の考え方
11	子どもが自らの権利について理解し、大人が「子どもの権利」について理解を深めるためにも、子どもの権利に関する条約に基づく子どもの権利条例を制定してほしい。〔件数：4件〕	子どもの権利保障を実効性のあるものとするためにも、本計画では「子どもの意見聴取と施策の反映に向けた取組の推進」を掲げており、本計画のもと、地域社会全体への周知・啓発等に、庁内外関係機関と連携してより一層取り組みます。 子どもの権利条例の制定については、現時点で予定していないため、本計画には記載しませんが、本市の子どもの権利保障の取組の推進について、附属機関である子ども・子育て会議等を通じて検証・評価を行い、他市事例も踏まえ、必要性などを研究します。
12	子どもの権利に加えて、「子どもへの暴力防止」に関する項目・記載を加えてはどうか。個々の子どもには当たり前の権利があり、大切な存在であるということを知りたい。また、傷つくような事柄に遭ったとしても自分を大切に守っていくことを、継続的に学ぶ機会が必要だと考える。	ご意見を踏まえ、P22の基本理念の趣旨を修正しました。また、P25に「困難な状況にある子ども・若者の権利擁護」に関する内容を追記しました。差別や虐待、いじめ、体罰・不適切な指導、暴力などにより権利を侵害された子ども・若者の声を聴き、必要な支援等につなげるため、関係機関と連携して取り組みます。また、支援を必要とする子ども・若者を相談窓口につなげるための効果的な周知を行います。
13	子どもの意見や保護者の声が、学校の教師・管理職からの圧力で無かったことにされないよう、常時、学校内に第三者機関が入るなど、子どもの意見聴取に向けた体制を構築してほしい。	なお、子どもの権利擁護機関の設置については、子どもの権利保障を推進するための効果的な取組であると考えておりますが、国や大阪府において同様の権利擁護機関があり、また、本市においても様々な相談窓口を設けていることから、本市への権利擁護機関設置の必要性を検討するため、他市事例を踏まえ、検討します。
14	子どもが大人及び社会に向かって意見を述べることは非常に重圧であり、子どもたちは大人から管理を受ける社会で育っており、「大人に分かってもらえるように、うまく言わないといけない」や「自分の意見を述べたら怒られるのではないかと不安を感じている。また、学校園、家庭内における虐待や不適切事象等の通報、相談窓口として、子どもたちの生命、財産を守る役割を果たすためにも、子どもの多様な意見表明を保障し、その権利を擁護する独立機関の設置が必要ではないか。 また、自浄作用に依存しなければならない組織では限界があること（子どもの権利擁護と自組織の職員、教員への対応、指導を同じ部署で対応しなければならないため、ダブルスタンダードに陥りやすい）から、教育委員会及び子ども青少年局から独立した形でアドボカシー機関を設置することで、本当の意味で子どもたちの様々な権利が保障されると考えられる。本計画の中に何らかの形で記述すべき。	
○第4章 子ども・子育て支援施策の推進		
(1) 安心して子どもを産み育てるための支援【妊娠・出産から乳幼児期まで】		
15	成果指標「地域の子育て支援事業について知っているか答えた未就学児童の保護者の割合」について、市民が現事業に満足しているか否かの指標として、現事業の満足度を指標として加えた方がよいのではないかと。	本市の現状として、各施策の認知度が低いことが課題となっていることから、出産や子育てへの安心の向上につなげるため、認知度の向上を成果指標として設定しています。 ご意見は本計画の進捗管理として、「堺市子ども・子育て会議」において計画に掲げた指標・数値目標等の検証・評価、継続的な施策の点検と見直しを行うにあたり参考にさせていただきます。
16	成果指標「地域の子育て支援事業について知っているか答えた未就学児童の保護者の割合」について、割合をどのように上げるのか教えてほしい。スーパーマーケットやショッピングモールでのポスター掲示やチラシ配布、SNSを活用するといったプッシュ型の周知を行ってはどうか。	SNSを活用した情報発信の強化や、出産・子育てに関する各種手続きの申請時などのタッチポイントを意識したPR方法を検討しています。ご意見は、今後の施策の充実に向け、参考にさせていただきます。
1-1 安心して妊娠・出産・子育てができる環境の整備		
17	産後は、急激な生活の変化の中、自ら子育て支援情報や相談相手を探すのも難しい状況になってくるため産前教育が重要である。マタニティクラスやパパの育児教室だけでなく、パパママ向けの両親学級も増やしてほしい。また、コロナ禍に第一子を妊娠した方は、マタニティクラスに一度も参加できていない方も多いため、第二子妊娠中の方で、上のお子さん連れでも参加できるようにしてほしい。	現在、マタニティクラス、パパの育児教室には、パートナーと2人で参加可能な日程もあります。第2子妊娠中のご家族は、各区保健センターでご相談を伺い、ご家庭の状況に応じた対応をさせていただきます。 ご意見は、施策の充実の参考にさせていただきます。
1-2 多様な教育・保育サービスの体制確保		
18	「多様化する保育ニーズへ対応」「教育・保育の質の向上」を実現するためにも、まずは深刻な保育士不足を解消するため、保育士の確保に取り組んでほしい。〔件数：16件〕	潜在保育士等を対象に就職準備金の貸付や宿舍借上げ支援、就職あっせんや現場体験の機会の提供等を行っています。 また、学生を対象に学内での相談会やセミナー、若手保育士との交流会を開催するほか、養成施設と民間教育・保育施設を対象に意見交流会等を実施しています。 今後も、指定保育士養成施設や民間関係団体等との連携を強化し、行政だけでなく、民間の取組も含めて効果的な情報発信を行うなど、保育人材の確保に向けた支援を行います。

	ご意見の要旨	市の考え方
19	保育士確保のため、賃金向上や配置基準を増やすなど、働きやすい環境を整備してほしい。	職員の平均経験年数やキャリアアップの取組に応じた公定価格上の加算や技能・経験に応じた追加的な加算について、市も応分の負担を行っていますが、処遇改善の更なる拡充について、国にも働きかけています。また、市独自の制度として、国の公定価格を上回る職員配置を可能とする補助項目を多く設定しているほか、朝夕の時間帯に職員を充実させることや、保育補助者の雇上げなどの就業環境改善によって、業務負担の軽減に取り組む施設への補助を行うなど、保育士の処遇改善や負担軽減、働きやすい職場環境を整えることができるよう努めています。
20	子ども誰でも通園制度について、受入施設側の意向を確認し、施策に反映してほしい。〔件数：3件〕	実施に当たっては、各施設の体制等に応じて、実施を判断していただくことを想定しており、全施設で一律的に実施を行うものではありません。また、本市では、利用日や時間をあらかじめ施設の体制等に合わせて設定いただけるよう、定期利用を基本とすることで、施設の体制構築の見通しを立てやすくしたいと考えています。
21	子ども誰でも通園制度について、乳児を単発的に保育する場合、保育事故が起こる確率も増加する。安全に事業を実施する上で必要となる人材確保・研修を行うための予算を措置してほしい。〔件数：3件〕	安全な実施に向けては、市内の教育・保育施設の職員を対象に、保育に関する専門知識や技術について幅広く学びながら、自らのスキルアップやキャリアアップに資するものとなるよう、経験年数や専門分野別に、様々な研修や講座を企画・実施します。 なお、令和7年度に試行実施をすることで施設での課題などを洗い出し、令和8年度の本格実施を円滑にできるよう取り組みます。
22	保育士不足が深刻な中、子ども誰でも通園制度の実施は反対である。	子どもの心身の健やかな成長・発達など、子どもの育ちを支える制度であり、多様な保育ニーズに対応し、全ての家庭が安心して子どもを産み育てられる環境の整備につながるものと認識しています。 実施に当たっては、各施設の体制等に応じて実施を判断していただくことを想定しており、実施が困難な施設にも当制度の実施を強いるものではありません。
1-3 個性豊かに育つための幼児期までの教育・保育の推進		
23	子どもの権利があるからこそ、年齢に応じた性教育（赤ちゃんの時から「自分のからだは自分のもの」という概念を学ぶことや、学童期には身体のしくみ、中高生ではデートDVや同意を学ぶことなど）が不可欠である。「性に関する教育」に関する項目・記載を追加してほしい。	本計画では、「学童期・思春期における健やかな成長への支援」における重点的な取組として、「学校における性教育の推進」を記載していますが、ご意見を踏まえ、「個性豊かに育つための幼児期までの教育・保育の推進」における重点的な取組に「幼児期における性教育の推進」を追加しました。 計画に基づき、子どもの成長過程に応じた性教育を推進します。
24	性暴力、望まない妊娠を減らすために、小・中学校で性の正しい知識を学ぶ機会を確保してほしい。	本市では、教職員が性暴力への正しい知識を身に付け、児童生徒等の性暴力被害を未然に防止し、適切な対応ができるよう「性暴力被害の予防と対応研修」を実施しています。 また、子どもたちが性暴力の被害者にも加害者にも傍観者にもならないための教育である「生命（いのち）の安全教育」について、小・中学校での全校実施をめざし、本市独自の指導資料作成に取り組んでいます。引き続き、子どもたちが性について正しい知識を学ぶ取組を進めます。
25	中学校も給食にしてほしい。	本市では、安全・安心を第一に、心身ともに成長期にある中学生に栄養バランスのとれたおいしい学校給食を提供するために学校給食センターを整備しており、令和7年6月から全員喫食制の中学校給食を開始します。
(2) 子どもが健やかに育ち自分らしく成長するための支援【学童期・思春期】		
2-2 多様な体験活動の推進と教育環境の整備		
26	子どもが音楽に触れる機会を創出してほしい。中学高校の音楽の先生、専業兼業問わず音大卒で演奏活動をしている方、音楽教室の講師等、市民の中にも優れた演奏スキルを持つ方は多い。演奏会を堺市が主催し、相応しい報酬を用意すれば現実的な費用で開催可能であり、音楽家の演奏を披露する機会もあって良い。また、子ども・若者部門を作って真剣に音楽に取り組む子ども・若者の演奏機会を設けてもよい。フェニーチェ界の大ホールや各区のホールがあるが稼働率が低く、もったいない。	本市では、音楽文化を鑑賞する機会として、庁舎において定期的にミニコンサートを開催しています。出演は（公財）堺市文化振興財団が運営する堺市新進アーティストバンクの登録アーティストを中心に、活躍の機会としてお願いしています。 また、本市の外郭団体である（公財）堺市文化振興財団では、子どもが文化芸術に触れる機会を創出として、若手アーティストによる芸術家派遣事業を小中学校や子ども園等に対して行っています。 各文化会館においては、HPやSNS等を活用し、事業等についての情報発信を強化したり、文化団体や企業等に対して行事での会場の選択肢となるように、様々な活動での活用事例を示すなど、稼働率向上に努めています。 このように文化行政に携わる各主体と連携し、子どもから高齢者まで幅広い年齢層の方々が音楽に触れる機会の創出に向け、引き続き取組を進めます。

	ご意見の要旨	市の考え方
27	小学校の連合音楽会の会場を「フェニチエ堺」にするなど、堺市の子どもや保護者が堺市で生まれ育つことに満足できる環境を整えてほしい。	小学校連合音楽会に参加する児童やその保護者にとってより良い会となるよう、いただいたご意見は会場を検討する際の参考とさせていただきます。
28	屋内、屋外どちらも気軽にボール遊びや試合ができるスペースやシステムを作してほしい。	公園では、他の公園利用者に危害を及ぼす恐れのある行為は禁止していますが、親子でやわらかいボールを使っての遊び、数名でのキャッチボール、サッカーのパス回し程度であれば、他の公園利用者と譲り合いながらご利用いただけます。また、各地域にある野球場においても野球やソフトボールだけではなく、多目的な利用が可能であり、そちらも合わせてご利用いただきますようよろしくお願いします。
29	公園は制約が多く、ボール遊びすらできない。子どもがのびのびとやりたい事を出来る遊び場を整備してほしい。	
30	教員が不足している中、学校群の取組により教員が複数の学校を行き来することで、子どもとの関係性をじっくり築くことができないという声がある。学校群の取組を推進するのであれば、目に見える負担を減らすだけではなく、『心の通う教育現場』をいかにつづいていけるかを最優先に取り組んでほしい。	学校群の仕組みでは、教職員にとっては、日常的に学校群内の他の学校の教職員と相談しやすくなることや、授業や行事について一緒に考えることができる等、協働しながら活動できる環境が実現できます。特に、少数職種の教職員や経験年数が浅い教職員にとっては、普段から学校群内で相談できることで、安心して働くことができる環境が整います。また、子どもたちにとっては、学校群内のほかの学校の子どもたちとの交流がうまれる等、学びや交流の面で様々な効果が期待できます。令和5年度から実施しているモデル学校群の教職員からは「小学校の教職員と中学校の教職員の交流によって意識が変わった」、「学校群によって人間関係が広がり、相談し合えた」といった声や、子どもたちからは「ほかの小学校の友だちの発表を聞いてよかった」といった声も聞かれました。令和7年度からの学校群の仕組みの全校実施に向け、このような声なども学校現場に伝えながら丁寧に進めます。
31	子どもの様々な学習要求に応え、子どもが他者との関わりの中で自己を形成するための共同の場を保障することに学校図書館の意味がある。また、一人の子どもが体験できる時間や空間は、物理的に限られているが、読書を通じて多様な事物・人生に触れることにより子どもは成長する。学校図書館の整備は堺市のまちづくりにもつながる。支援学校を含む各学校図書館への学校司書の配置、一日6時間以上の勤務、小規模校の蔵書整備、データベース化、学校図書館支援センターの設置など、学校図書館5か年計画を子ども計画に盛り込んで作成してほしい。	堺市の小・中学校には、現在学校司書を配置しており、各校において専門的な知識・経験に基づき、各学校図書館における「読書センター」「学習センター」「情報センター」としての機能の充実に向けて取組を実施しています。特別支援学校への配置についても現在検討しています。司書教諭や教員が学校司書とともに学校図書館を活用した授業を展開することで、子どもたちの学びが、より自主的・自発的なものとなり、「総合的な学力の向上」に寄与するものと捉えています。また、各校の学校図書館教育における実情を把握し、3つの機能の充実に向けて、適切な環境等の整備や支援について検証を行い、学校図書館5か年計画も参考に学校図書館教育の推進をめざします。
32	百舌鳥支援学校と上神谷支援学校に、学校司書を配置し、絵本の読み聞かせや書庫の整理などを積極的に子どものための取組を展開してほしい。	支援学校においても学校図書館機能の充実を図ることが重要であると考えており、令和6年度より学校図書館サポーターを活用できるよう予算措置しました。今後、学校司書の配置についても検討します。
33	学校の図書館・図書室が子どもたちにとって行きたくなるような居心地の良い場所で、行けば、面白い本に出会うことができ、楽しさを味わえるようにするためにも、各学校図書館に図書館司書を常勤で配置し、図書館から学校の教育活動を支える役割を担うことにより、先生方の負担も軽減し、学校教育を前に進める力にもなると考える。司書の配置とその力量のアップに力を入れてほしい。	本市の小・中学校には、学校司書を配置しており、各校において専門的な知識・経験に基づき、「読書センター」「学習センター」「情報センター」としての機能の充実に向けて取組を実施しています。今後も、司書教諭や学校図書館担当職員、学校司書への研修の充実を図り、学校図書館教育の推進をはかります。
34	西区において、ショッピングモールなど家族や子どもたちが集まる場所に図書館の分館を作してほしい。または、移動図書館で浜寺公園や小中学校などに毎週本を持ってきてほしい。	本市図書館は、中央図書館・区域館・分館・移動図書館等のネットワークによりサービスを提供しています。西区では西図書館のほか、移動図書館が浜寺公園駅前、津久野小学校など7か所に隔週で巡回しています。また、学校園に団体貸出を実施し、堺市立幼稚園、小学校、中学校および堺市内所在高等学校には配送も行っています。分館の新設は予定しておりませんが、団体貸出等、学校とも連携して子どもの読書活動の推進に努めます。
35	施策領域「多様な体験活動の推進と教育環境の整備」において、重点的な取組として様々な教育を推進しているが、昨今、新NISAやiDeCo等政府は金融立国をめざし、国策として貯蓄から投資への流れを作っていることから、金融教育の推進にも取り組んでみてはどうか。金融を知るには社会経済を知る必要があることから副次的に社会や時事などの教育、学力にもつながるものと思うし、将来の自身の資産形成等にも役立つと思う。	各校においては、学習指導要領に示された内容をふまえ、発達段階を十分考慮しながら、社会科や家庭科など各教科との関連を図り、現代の生産や金融などの仕組みや働きについて指導しています。今後も金融広報委員会や大学等、関係部局と連携し、各校において上記の学習が充実するよう取り組みます。

	ご意見の要旨	市の考え方
2-4 子どもの居場所形成		
36	家庭・学校以外の居場所形成について、子ども基本法に基づいて子ども自身が必要とする場になっているのか。現状、地域における子どもの居場所のほとんどはおとなが主流となって設置されたものが多く、子どもの声が反映される場になるような設置の工夫を教えてください。	本計画では、これまで大人が中心であった社会を「こどもまんなか社会」へ変えるため、子ども・若者を支援の対象としてとらえるだけでなく、ともに社会をつくるパートナーとしてその意見を聴き、施策に反映させるための取組についても規定しています。子どもの居場所形成だけでなく、様々なこども子育て支援施策をより実効性のあるものにするため、子ども・若者の市政参画を促進します。
(4) 様々な支援を必要とするこどもと家庭への支援【ライフステージ共通】		
37	堺市は政令指定都市の義務とされる児童自立支援施設を堺市内に建設すべき。堺のこどもが入所する府立修徳学院（柏原市）は施設のキャパシティが十分ではないため、入所すべきこどもたちが入所できていない。また、堺市に施設があれば様々な関係機関との連携が可能となるが、柏原市となれば、様々な機動力が失われる。今後も堺のこどもを府立修徳学院に入所させるなら、そのことを堺市のこども計画にきちんと明文化してほしい。	本市の児童自立支援施設については、本市のこどもたちの将来的に安定した最適な養育環境をしっかりと確保することを前提に、施設整備費用や将来的なランニングコストを考慮し、より効果的な手法として、令和3年1月に締結した大阪府立施設への事務委託継続に係る合意書に基づき、新寮舎等の整備を進め、令和6年4月に新寮舎を開所し、大阪府への事務委託を継続しています。今後も引き続き、関係機関等との連携を密に行うことにより、対象となるこどもたちへの支援充実に努めます。
4-3 障害のあるこどもと家庭への支援		
38	放課後等デイサービスの対象とならない、未就学児、18歳以上の障害のあるこどもをサポートする場所がなく、親（特に母親）の就労にも影響が出る。障がいのあるこども（30代も含む）の親の就労を行政としてサポートできる仕組みが必要だと考える。	保護者の就労等によるニーズへの対応について、未就学児では、保育施設等における障害児の受入の充実が重要であり、インクルージョン（すべてのこどもが平等に参加できるようにすること）を推進しています。18歳を超えた障害者では、夕方等の居場所が少ないことが課題であり、日中活動終了後の支援の充実に向け、余暇支援制度の創設を国に対して要望しています。ご意見は、今後の施策の充実に向け、参考にさせていただきます。
39	大阪府下には職業学科の高等支援学校や共生推進教室、府立高の自立支援コースがあるのに対し、堺市内には堺東高等学校内自立支援コース（受入定員3名）の1校のみである。堺市内に職業学科の高等支援学校の建設、府立高校に共生推進教室や自立支援コースの設置、堺市立堺高等学校に知的障がい生徒のコースを設置するなど、こどもまんなかとなる教育施策を期待する。	本市の障害のある生徒の進学する状況を踏まえ、教育環境の整備が行われるよう、引き続き大阪府に要望します。堺市立堺高等学校に、知的障害生徒のコースの設置の予定はありませんが、通学する多様な生徒が自己実現できる学びの充実に向け、検討を進めます。
40	堺市立の全小中学校に、自校方式での「通級指導教室」の100%設置を計画に盛り込んでほしい。他校に通うのと自校の通級教室を利用するのは、こどもにとってどちらが安全・安心な環境であるか。教育の機会均等を確保していないのは憲法違反ではないか。	通級指導を希望するこどもたちがまずは自校で指導を受けられるよう、巡回指導を取り入れながら体制整備を進めています。
41	堺市の東区や美原区の知的障がい児は、現在、南区の上神谷支援学校に通学できているが、令和8年度から中区の宮園小学校内の校舎をリニューアルした支援学校に通学することになる。また、中学部を卒業すると、羽曳野市にある西浦支援学校の高等部へ進学する。なぜ、堺市内の支援学校高等部に通えないのか。過密が理由なら、堺市内に支援学校高等部を作ってほしい。	府立支援学校の通学区域は大阪府教育庁が決定しています。本市の障害のある生徒の多くが府立支援学校高等部に進学する状況を踏まえ、教育環境の整備が行われるよう、大阪府に本市の現状を共有し、連携を図ります。
42	堺市立百舌鳥支援学校は老朽化が激しく、とても狭い。また、土砂災害計画区域にあるため建替は困難であり、移転計画を早急に進めるべき。障がい児教育について、堺市としてきちんと向き合ってください。	百舌鳥支援学校を含む市立支援学校の在り方については、令和8年度に支援学校分校を開校した後、児童生徒数の推移を見極めた上で、本市の特別支援教育全体の在り方を検討する中で整備計画の必要性を含めて議論を進める必要があると認識しています。
43	堺区・東区・南区・美原区の各区にも1校ずつの支援学校を設置することで、福祉と教育のよりきめ細かな支援が可能となる。子育てに本気の姿勢（市政）をぜひ見せてほしい。	市立支援学校の在り方については、令和8年度に支援学校分校を開校した後、児童生徒数の推移を見極めた上で、本市の特別支援教育全体の在り方を検討する中で整備計画の必要性を含めて議論を進める必要があると認識しています。
44	堺市の東区・美原区の知的障がい児は、現在、南区の上神谷支援学校に通学できているが、令和8年度からは中区の宮園小学校内の校舎をリニューアルした支援学校に通学することになる。なぜ、東区や美原区に支援学校を作ろうとしないのか。美原高校の跡地利用を公園ではなく、支援学校建設候補地として本気で考えてほしい。	市立支援学校の在り方については、令和8年度に支援学校分校を開校した後、児童生徒数の推移を見極めた上で、本市の特別支援教育全体の在り方を検討する中で整備計画の必要性を含めて議論を進める必要があると認識しています。なお、大阪府立美原高校の跡地に支援学校を設置する予定はありませんが、支援学校のあり方については、今後検討の必要があると認識しています。

	ご意見の要旨	市の考え方
45	府立堺支援学校は、小中高の肢体不自由者の学校であるが、その学校に、高等部だけ、知肢併置として、知的障がい生徒を受け入れている。肢体不自由と知的障がいを画一的に扱うのは、堺市の障がいのある子どもたちの人権を侵害しているのではないかと。早急に、美原高校や福泉高校の跡地を有効活用し、堺支援学校に在籍する高等部の知的障がいの生徒向けの支援学校を建設してほしい。	府立支援学校の通学区域は大阪府教育庁が決定しています。本市の障害のある生徒の多くが府立支援学校高等部に進学する状況を踏まえ、教育環境の整備が行われるよう、大阪府に本市の現状を共有し、連携を図ります。
(5) 子育てしやすい環境整備【子育て当事者】		
5-1 子育てや教育・保育に関する経済的負担の軽減		
46	東京都のような給付金があれば助かる。3人目がほしいが、経済的な理由で諦めている。	本計画では、「子育てや教育・保育に関する経済的負担の軽減」を施策領域の1つに掲げています。ご意見は、今後の施策の充実に向け、参考にさせていただきます。
47	子どもを育てているのは、母子家庭だけではない。児童扶養手当や保育料等、母子家庭のみ優遇されているが、両親が揃っている家庭への支援も考えてほしい。	
48	第一子から保育料を無償化や児童手当の充実等により経済的負担を軽減してほしい。	
49	「団塊ジュニアの就職氷河期」の影響により就職困難・低収入となり、結婚できず、子どもやマイカー、マイホームも持てない方に対し、手当、健康保険料や医療費、水道料金の減免を早急に行ってほしい。	
50	子どもの将来のために働いているが、物価高騰が進む中、親として働き続けられるのか、必要な時にお金の準備ができるか不安である。子どもが家庭の事情で学生生活を諦め働かなければならない将来にはしたくない。もっと子どもたちの未来にたくさんの選択があるように取り組んでほしい。	本計画では、貧困をはじめ様々な支援を必要とする子どもと家庭への支援を施策の柱に位置づけており、子どもの置かれた環境等にかかわらず、身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態（ウェルビーイング）で生活を送れるよう、また、家庭の経済的理由により子どもたちの学びの機会をなくすことがないよう、子どもの成長過程全体を通じた支援をめざしています。ご意見は、今後の施策の充実に向け、参考にさせていただきます。なお、2024（令和6）年度から大学生等を対象に年額12万円の給付型奨学金を創設し、経済的理由により進学及び修学の継続が困難な若者が夢を持って学びに励むことができるよう支援しています。
51	毎年インフルエンザが流行する中、予防接種にかかる金銭的負担が大いことを理由に接種を迷う・受けない家庭がいることを踏まえ、子どもの予防接種費用を助成してほしい。	インフルエンザについては、予防接種法に基づき、個人の重症予防により重症者を減らすことを目的として、65歳以上の方及び60歳以上65歳未満であって、心臓、じん臓、呼吸器の機能又はヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障害を有する方を対象に、接種費用の一部を公費負担する「定期予防接種」として実施することとされており、本市でもこれに基づき実施しています。小児を対象としたインフルエンザの任意接種に対する助成について、本市では、現時点で実施予定はありませんが、今後も国の動向を注視します。
52	経済的に厳しい中、給食費を無償化してくれると助かる。	令和6年度現在、学校給食に要する経費のうち、食材費については、学校給食法に基づき保護者の方々のご負担をお願いしています。学校給食費無償化には多額の費用が継続して必要となります。学校給食費の無償化に向けて、国に対しては、自治体間で格差がないよう、国の財政負担による給食費無償化を早期に実現することを要望しています。そのような状況下において、本市では、学校給食が子どもたちの健全な成長と発達を支えるための重要な役割を担っていることに鑑み、子育て世帯の経済的負担を軽減し、安全で安心な学校給食を提供することを目的に、小学校給食費の無償化を段階的に行います。なお、その対象は、令和7年度は小学校及び特別支援学校小学部1年生と2年生、令和8年度は1年生から4年生、令和9年度以降は全学年を対象とする予定です。また、令和7年4月から1年間、小学校、中学校及び特別支援学校の全学年で、米価等の食材費の高騰分を支援します。
5-2 地域社会全体で支え合う子育て環境の整備		
53	「地域とのつながりの希薄化による孤立」に対する支援について、詳しく教えてください。	本計画では、「地域社会全体で支え合う子育て環境の整備」を施策領域の一つに掲げ、子育てへの不安や負担を保護者だけで抱え込むことがないよう、子どもを取り巻く地域、施設、学校、企業等、社会全体で子どもの成長を見守り、支え合える環境を整備します。ご意見は、今後の施策の充実に向け、参考にさせていただきます。
54	自身が3人の子育てを経験した中で、最もありがたかったのは子育てひろば・PTA・学童保育保護者会でのつながりであった。堺市としてそのようなコミュニティをより活性化できるよう、一層の支援を望む。	

	ご意見の要旨	市の考え方
55	小学校の朝夕の見守り活動は、見守り隊の高齢化が進み、地域で協力しながら活動しているが、仕事や未就学児の育児、親の介護などで、見守り活動に参加できない家庭が増えている。見守り活動を市全体で、強化してほしい。	登下校中の犯罪被害や交通事故を減らすためには、地域全体でこどもたちの見守り活動を行うことが欠かせません。教育委員会においては、活動者の増加につながる一助になればと、協力依頼文書を保護者に配布しています。また、併せて、通勤や散歩、買い物等の際の「ながら見守り」の呼びかけも実施しています。 そのほか、警察に対して登下校時の巡回パトロール強化等の依頼を行うなど、地域全体での見守り活動に向けた取組を行っています。 また、地域のこどもたちを地域で守り、こどもが安心して暮らせる環境を確保するため自治会を中心に取り組んでいる「こども110番の家」運動も実施しています。引き続き、こうした地域全体での見守り活動の取組を進めます。
5-3 子育てと仕事の両立等に向けた環境の整備		
56	学童保育の指導員の数が不足している。正規職員を増やしてほしい。〔件数：4件〕	放課後児童健全育成事業（学童保育）の指導員については、「堺市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例」に基づき、保育士等の資格や実務経験を有する放課後児童支援員と、これを補助する者を配置しています。
57	学童保育のについて、専門知識や資格、経験を有する指導員を確保してほしい。〔件数：4件〕	なお、指導員の雇用や労働条件については、委託業務として実施していることから、受託した運営事業者の裁量事項となります。また、児童に適切に接して、その健全育成を図るため、児童の権利擁護、人権の尊重についての研修を運営事業者に義務付けています。
58	学童保育の指導員（非正規職員）の低賃金、不安定な雇用条件を改善してほしい。〔件数：4件〕	引き続き、利用児童や保護者が安心して利用いただけるよう努めます。
59	こども家庭庁が示している「放課後児童クラブ運営指針」には「放課後児童クラブの運営主体に変更が生じる場合、こどもの心情に十分配慮した上で、こどもへの丁寧な説明や意見聴取、意見反映が求められる。また、育成支援の継続性が保障され、こどもへの影響が最小限に抑えられるように努めるとともに、保護者の理解が得られるように努める必要がある」と記載されている。堺市は現在、放課後児童対策事業の運営する事業者を定期的に入札により決定しているが、事業者が変更となる際には放課後児童クラブ運営指針に示されている内容を満たす対応を行ってほしい。〔件数：7件〕	放課後児童対策等事業を更に充実するため、管理運営体制や人員確保の方策等、事業者からの提案を総合的に審査し、より優れた事業者の選定を行っています。 また、委託業務として実施していることから、指導員の雇用は、受託した運営事業者の裁量事項となりますが、運営事業者が変更となる場合でも、継続雇用を促すため、委託業務仕様書に「前受注者が雇用していた業務従事者の雇用について、当該業務従事者の意向を踏まえ、受注者及び前受注者が可能な限り協力する」と規定しています。引き続き、利用児童や保護者が安心して利用いただける運営に努めます。
60	放課後児童対策等事業に係る待機児童数は0人だが、詰込み保育が慢性化しているため、部屋の増設や地域の実情に応じた指導員の配置基準を設定してほしい。〔件数：7件〕	放課後児童健全育成事業（学童保育）では、専用教室に加え、開設時間帯に専ら使用できる共用教室を確保することで、「堺市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例」に基づく児童1人当たりの面積基準や指導員の配置基準を遵守しています。
61	こども家庭庁が示している「放課後児童クラブ運営指針」には「専用区画の面積はこども一人につき概ね1.65平方メートル以上を確保することを求める」と記載されているが、堺市はこれを満たす対応をしているのか。	また、各ルームの定員設定については、国の基準に基づき算出しています。引き続き、学校の協力のもと活動場所を確保し、国の基準を満たした運営を行います。
62	『堺っ子くらぶ』の「すくすく教室」について、誰でも入れることにより、部屋のスペース不足に拍車をかけている。	放課後児童対策等事業については、待機児童が生じないよう、専用教室のほか、学校の協力のもと放課後等に活動できる共用教室を確保しています。引き続き、活動場所の確保に努めます。
63	学童保育のについて、使用条件のある共用（タイムシェア）教室ではなく、安全に保育ができる専用教室を確保してほしい。〔件数：3件〕	放課後児童健全育成事業（学童保育）の活動場所の確保については、専用教室のほか、共用教室の活用など、既存の学校施設の利用を基本としています。国においても、学校施設の活用を推し進めてきたところ、余裕教室の活用が見込めない場合もあることから、特別教室等のタイムシェアも積極的に検討する必要があると示しており、本市も特別教室等を有効活用しています。 引き続き、学校の協力のもと活動場所の確保に努めます。
64	堺市の放課後児童対策事業、のびのびルームについて、各校区における入所人数に大きく違いがあるのに対し、専用教室が同じ数（2教室）である状態が続いている。人数に応じて放課後だけ使用できる共用教室を増やしているがまったく落ち着ける状態ではない。詰め込みはやめ、人数に応じた専用教室の確保をお願いしたい。	のびのびルームの活動場所については、待機児童が生じないよう、専用教室のほか、学校の協力のもと放課後等に活動できる共用教室を確保しています。現状、国の基準を踏まえて利用児童を詰め込むことなく運用しており、今後も既存の学校施設の有効活用を基本としながら、国の基準を満たした運営を行います。

	ご意見の要旨	市の考え方
65	学童保育のおやつについて、加熱されている個包装の物という規定がある為、駄菓子（スナック菓子）がメインになっており、子どもの健康と食育の観点からも規定を緩めてほしい。〔件数：3件〕	食については、平成8年に発生したO157学童集団下痢症の教訓を踏まえ、安全・安心を第一としています。 間食は、賞味期限を守り、生菓子などの傷みやすいものは避け、個別包装による乾燥菓子など傷みにくいものを提供することとし、食中毒等の事故が発生しないように細心の注意を払うよう、委託業務仕様書に規定しています。子どもの安全・安心のためご理解ください。 また、のびのびルームの利用時間は、18時30分（延長の場合19時）となることから、補食としての役割も鑑み、間食を提供していますが、利用時間が17時までのすすく教室では間食提供の予定はありません。
66	有料でもいいので、すすく教室に行く子どもにもお菓子を食べさせてほしい。	
67	学童保育について、児童の健全育成、生活支援等に繋がるような、遊ぶ、学ぶ、体験する場所、機会が十分だとは思えない。〔件数：2件〕	活動内容の充実に向けて、プログラム等の企画段階から子どもの意見を反映させる機会を設けることで、子どもが主体的に運営に関われるよう工夫することを運営事業者に求めます。
68	学童保育の現場を定期的に視察し、利用者の意見を聴き、子ども達が安心して過ごせる場所であるよう整備してほしい。〔件数：4件〕	事業実施内容を確認するため、運営事業者に対して業務日誌の提出を求めています。 また、本市職員によるルーム巡回により、現地での確認を行っています。また、子どもの意見を尊重し、子どもの最善の利益を実現することは、施策を推進する上で基本的なことと認識しています。毎年実施している利用者（保護者・児童）アンケートによるニーズ把握に加え、例えば、活動プログラム等の企画段階から子どもの意見を反映させる機会を設けることで、子どもが主体的に運営に関われるよう工夫することを運営事業者に求めます。
69	長期休暇中の学童保育において、昼食が出るサービスを実施してほしい。〔件数：2件〕	放課後児童対策等事業は、平成8年に発生したO157学童集団下痢症の教訓を踏まえ、安全・安心を第一に運営しています。弁当など昼食の配食については、食中毒を未然防止するための衛生管理にとどまらず、弁当に含まれる様々な食材の食物アレルギー対応など、食の安全・安心を確保する体制が必須となることから現実的ではないと考えていますのでご理解ください。
70	公設学童や学校の施設の老朽化が進んでいるため、早急に施設の更新を進めてほしい。〔件数：3件〕	放課後児童健全育成事業（学童保育）で使用する施設の経年劣化等に対しては、本市職員による現場確認等により、状況に応じて改修等を実施し、環境整備に努めます。 なお、同事業（学童保育）利用児童を含め、全ての児童が使用するトイレについては、令和8年度までに全ての学校で利用頻度の高い校舎の各階に少なくとも1か所以上は洋便器を設置する見込みです。また、同事業（学童保育）利用児童が専用で使用するトイレについては、半数以上が洋便器ですが、引き続き改修等を進めます。
71	学校児童が使用するトイレだけではなく、学童保育の子どもたちが使用するトイレについても洋式を増やしてほしい。〔件数：2件〕	
72	学級閉鎖等の際には、元気な子どもも学童保育に行くことができず、1人で留守番させることが不安である。	学校保健安全法に基づき、感染症の予防上必要があるときは学校閉鎖等を行うことから、放課後児童対策等事業においても感染拡大防止のために臨時休室を行っています。
73	子ども家庭庁が示している「放課後児童クラブ運営指針」には「運営主体は事業の質を向上させるため、自己評価および第三者評価を行い、その結果を公表すること」と記載されているため、堺市も運営事業者に評価の実施及び公表を促してほしい。	運営事業者に提出を求めている事業の自己評価シートについて、令和6年度からは年2回提出を義務付け、利用者アンケート結果と比較することにより、評価・改善に活かすこととしています。 なお、当該自己評価シートの公表方法等については、今後検討します。
74	民間学童の選択肢が少ないため、民間学童開設のための補助金を出すなど堺市から働きかけてほしい。	本市が開設する放課後児童クラブは待機児童ゼロであり、新たな受け皿確保を必要とする状況ではないため、補助金の支出等、民間学童の開設を促す予定はありません。
75	来年度より配布物に子どもの写真を掲載できなくなるが、働いている保護者にとって、ルーム便りで子ども達が楽しく過ごしている写真を見るのが楽しみになっているとの声を聴いている。学校のホームページなどには写真が多数掲載されているのに、なぜのびのびルームの配布物には掲載できないのか疑問に思う。	配布物に子どもの写真を掲載することを、本市が禁止したことはありません。一方、子どものプライバシー配慮の観点から、あらかじめ保護者の同意は必要と考えられるため、対応については運営事業者と検討します。
76	学童期において、放課後を安心・安全に過ごせる学童保育の居場所は、働く保護者にとってなくてはならない場所であるため、P28「2-1学童期・思春期における健やかな成長への支援」の説明文『学校、家庭、地域、関係医療機関と連携し〜』に「放課後児童対策等事業」を追記してください。	児童福祉法において、放課後児童健全育成事業（学童保育）の対象は、保護者が労働等により昼間家庭にいないものと規定されています。この規定に基づき、保護者の子育てと仕事の両立の観点から、本計画では「5-3 子育てと仕事の両立等に向けた環境の整備」に位置付けています。 なお、放課後児童対策等事業は「2-1 学童期・思春期における健やかな成長への支援」に記載の「関係機関等」に含まれますので、引き続き学校をはじめ関係機関と連携し、児童の健全育成に取り組みます。

	ご意見の要旨	市の考え方
77	「子育てと仕事の両立等に向けた環境の整備」の重点的な取組である放課後児童対策事業において、もう少し具体的な取組を示してほしい。(例：『指導員確保・適切な遊び場の確保』など)	ご意見を踏まえ、利用する児童がより快適に過ごせるよう、活動場所の確保や環境整備に努めることを追記します。
78	近年は保育・学童保育の民営化がすすみ、つながりの希薄化が急速に進んでいる。民営化における課題をしっかりと検証し、改善策を示してほしい。	放課後児童対策等事業については、利用児童数の増加に対応し、事業を安定的に運営するため、広く民間の運営事業者を公募し、運営体制や事業内容の充実を図ってきました。事業実施における課題が確認された際は、引き続き、運営事業者と連携し、改善に努めます。
79	学童保育について、お盆休みは合同保育が休室にしてほしい。人手不足で指導員がお盆休みを取れない。	お盆期間の8月12日から16日は、出席児童数が少ないことから、あらかじめ出席児童数を把握した上であれば、本来の指導員配置ではなく、出席児童数に応じた指導員配置が可能なことを、委託業務仕様書に規定しています。
80	学童保育について、直近の年間の活動計画、実績を見せてほしい。	活動計画や実績は、運営事業者の「技術提案書」や「事業実施状況報告書」に記載されています。これらの資料の公開については、堺市情報公開条例に基づき公文書公開請求をしていただくようお願いします。
81	学童保育の指導員に1人でも多く残留してもらうため、非正規雇用の指導員に対してどのようにフィードバックを行うのか、また過去に行ってきた具体例はあるか。	放課後児童対策等事業は委託業務として実施していることから、指導員の雇用は、受託した運営事業者の裁量事項となります。このため、本市では把握していません。
82	学童保育では、障害のある子どもに対するサポート体制はとれているか。	障害等により配慮を要する児童の利用に当たっては、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」に基づき、保護者や学校等の関係機関と連携し、合理的な配慮を行うよう、委託業務仕様書に規定し、適切に対応しています。
83	兄弟の場合 学童保育の保育料を減額してほしい。	一部負担金減額・免除については、公平性の観点から、世帯構成にかかわらず、所得に応じた制度を設けていますのでご理解ください。
84	各学校ごとに抱える人数(将来予想)を把握し施策をしてほしい。	各小学校における児童数の推移を注視し、施策・事業の計画的な実施に努めます。
85	国が定める「放課後児童健全育成事業運営指針」との整合性をとり、特に、指導員の配置基準や安全性、運営方針に関して反映された運営をしてほしい。	放課後児童健全育成事業（学童保育）は、「堺市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例」や「放課後児童クラブ運営指針」に基づいた業務仕様書により委託しています。
5-5 安全・安心な子育て環境の整備		
86	<p>こどものいる場所での喫煙は止めるべきとの周知徹底と施策規制がより一層必要。①胎児を含めこどものいる場所での喫煙は、成長過程にあるこどもの心身の健康を傷つけ・蝕み、成人後にも多大な影響を与えている。</p> <p>②子どもたちは、受動喫煙の害に思い及ばず、自らの意思で避けることが難しい。1/3以上の家庭で、同居家族に喫煙者がおり、子どもへの受動喫煙を避けるように配慮しても避けることは難しい。屋外での喫煙であっても、家に戻れば呼出煙が出て害を及ぼす。</p> <p>③内閣府が令和4年に実施した「タバコ対策に関する世論調査」で、「公園・屋外で児童が遊んだりする児童遊園」でのタバコの煙を不快との回答は35.9%であった。公園や児童遊園以外でも、子どもたちの健康を受動喫煙の危害から守る施策が必要。</p> <p>④兵庫県や北海道美唄市、寝屋川市では、条例で、子どもや妊婦等が、屋内や自動車内などの同室空間、周辺にいた場合の喫煙や受動喫煙の防止、子どもや妊婦等の喫煙区域の立入禁止や喫煙区域を設置した場合の立入禁止の表示義務などを規定しているが、同様の趣旨を子ども計画にも盛り込んでほしい。また、府の受動喫煙防止条例を改定し、子どもたちの健康を受動喫煙の危害から守ってほしい。</p> <p>⑤東京都では、受動喫煙防止条例の制定に併せ、区市町村が「禁煙外来治療費助成」を実施する場合は、その区市町村の実施費用の半額を助成している。また、禁煙治療薬のチャンピックス（バレニクリン）が、令和7年半ばまでに出荷が再開される予定とのことであることから、こどもの家族の喫煙者の禁煙をサポートするための「禁煙外来治療費助成」の予算化を、府と市町村で検討してほしい。</p>	<p>子どもへの受動喫煙防止の必要性については本市も充分認識しており、妊婦面接や乳幼児健診時など、様々な機会を捉えて啓発を行っています。</p> <p>また、喫煙者の禁煙をサポートするための取組としては、堺市医師会と共同で「禁煙チャレンジ応援ブック」を作成し、配布することで、禁煙の啓発や禁煙外来実施医療機関についての情報提供等を行っています。</p> <p>今後も「大阪府受動喫煙防止条例」及び「大阪府子どもの受動喫煙防止条例」も踏まえ、大阪府と連携し、子どもたちを受動喫煙から守るよう取り組みます。</p> <p>受動喫煙対策については、さかい健康プランにおいて「社会環境の整備と質の向上」のための主な取組として位置付け、推進を図っているところですが、ご意見を踏まえ、P33の「安全・安心な子育て環境の整備」に受動喫煙対策について追記させていただきます。</p>

	ご意見の要旨	市の考え方
87	公共交通機関に不便を感じている。地域によっては、バスの時間が縮小されたり、運行してほしいルートがないため、子どもは危ない中、自転車を利用して通学や夜の塾通いをしている。 安全のための自転車運転の規制強化などに反対はしないが、私的な交通手段の利用が厳しくなるのであれば、公共交通機関はもっと充実させたものでなければならないのではないか。	バス路線の運行時間や路線等については、経営状況・事業性などを踏まえて交通事業者が総合的に判断するものと考えていますが、現在、人口減少やコロナ禍における新しい生活様式の定着に伴う通勤・通学利用の減少、燃料費高騰等による運行コストの増大に加えて、深刻化する運転手不足により交通事業者の経営環境は更に厳しい状況にあります。 そのような中、本市では運行支援のほか、全ての人が利用しやすいノンステップバスやバスロケーションシステムの導入、おでかけ応援制度の実施などにより、公共交通の利便性の向上や利用促進に交通事業者とともに取り組んでいます。
○第5章 教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと提供体制の確保方策		
3 地域子ども・子育て支援事業		
88	学童保育の量の見込みが減ることを理由に予算（人件費、施設整備費等）を減らさないでほしい。〔件数：2件〕	予算については、限りある財源を事業内容等に応じて適切に配分することが重要と考えています。引き続き、利用児童数推計に基づき、適切な運営に努めます。
89	「子ども誰でも通園制度」の量の見込・確保方策について、確保枠の具体的な内容について教えてほしい。	新制度である「子ども誰でも通園制度」の量の見込みについては、推計人口と令和5年度に実施した市民ニーズ調査の回答を基に算出しており、想定される最大の量の見込みと同数の確保方策としています。 令和7年度及び令和8年度の実績を踏まえ、今後の市民ニーズを的確にとらえたうえで、令和9年度での中間見直しにおいて、量の見込み及び確保方策を改めて設定する予定です。
○第6章 計画の推進体制等		
3 子ども・若者の市政参画の促進		
90	堺市子ども・子育て会議への子ども・若者の参画を推進し、会議で出された意見や声を堺市として受け止め、それを可能な範囲で市民に公開してほしい。〔件数：2件〕	本市の附属機関である「堺市子ども・子育て会議」への子ども・若者の参画をはじめ、子ども・若者の状況やニーズを的確に踏まえ、施策をより実効性のあるものにするため、子ども・若者の市政参画を促進します。堺市子ども・子育て会議の内容については、同会議規則に則り、公開します。
91	子どもの意見反映に向けた取組として、大学生や高校生の声を聴く会議等を開催してほしい。	
○子ども版		
92	堺市子ども計画（子ども版）の中に、「子どもの権利」についての一文を入れてほしい。	ご意見を踏まえ、堺市子ども計画（子ども版）に「子どもの権利」に関する記載を追加しました。
○計画全般		
91	計画にある表の年号を、西暦と元号の併記に改めてほしい。	ご意見を踏まえ、和暦と西暦を併記することとします。